公明党滋賀県本部

代　表　　清水　ひとみ 様

要　　望　　書

令和８年８月20日

滋　賀　県　行　政　書　士　会
日本行政書士政治連盟滋賀県支部

令和８年８月20日

公明党滋賀県本部
代　　表　清水　ひとみ　様

滋　賀　県　行　政　書　士　会
日本行政書士政治連盟滋賀県支部

一　　要望の趣旨

公明党滋賀県本部におかれましては、昭和63年９月28日以降、本日に至るまで７回にわたり請願を採択いただいております。あわせて、請願及び要望の趣旨について行政に対する周知徹底をお求めいただいており、会員一同、感謝に堪えないところでございます。

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命としております。

つきましては、行政書士がデジタル社会の進展を踏まえ、高齢化や国際的な人流の増加など多様化する社会において、より一層国民の権利利益の実現に向けて活動できますよう、下記のとおり要望いたしますのでよろしくお願いいたします。

二　　要望事項

１　昨年の要望事項につきまして、総務課においてチェックシートのひな型の作成をご検討中と伺っております。ひな形の作成にあたりましては、円滑な行政手続きの実現のためにも、ぜひ行政書士会にもご確認いただきたく存じます。また、チェックシートと併せて、本人確認の徹底についてもお願いいたします。

（１）　非行政書士排除の徹底のための具体的措置

① 申請人の本人確認の徹底

② 申請代理人の本人確認

（２）　行政書士資格等の確認の徹底

① 行政書士証票及び補助者証の提示

② 行政書士職印の押印の確認

③ 行政書士の代理権の確認

２　平成２６年に特定行政書士制度が創設され、本年１月１日施行の改正行政書士法により、特定行政書士の業務範囲が拡大されました。特定行政書士は、行政不服申立手続き等について、１８時間の研修を受講し、考査において基準に到達した者に付与される資格です。業務のみならず社会貢献の観点からも、県民の権利利益の実現に資する活動に積極的に参画したいと考えております。県及び市町におかれましては、関係する審議会・委員会等について、行政手続きの専門家として特定行政書士をご登用いただきますようお願いいたします。

以上

・他の方が作成されたものに対する不服申立手続きも行政書士ができることになった。（今年から）

・行政側（県市職員）が知らない

・ディラーが行なっていた手続きも行なえないことになった。

・行政への不服申し立ての審査に、行政書士を入れてほしい。（県、市町）

法曹県１人